

津市議会基本条例（案）

目次

前文

第1章 総則（第1条）

第2章 議会・議員の活動規範（第2条・第3条）

第3章 議会の運営（第4条—第8条）

第4章 市民と議会との関係（第9条—第11条）

第5章 議会と市長等との関係（第12条）

第6章 議会改革の推進（第13条）

第7章 議員の政治倫理（第14条）

第8章 本条例の位置付け及び見直し手続（第15条・第16条）

附則

津市は県都として市民による自治の文化と歴史を長い歩みの中で育んできた。一方で近年、地方分権改革の推進によって自治体は、その自主性、自立性をさらに発揮することが求められてきており、令和5年の地方自治法の改正において議会の役割、議員の職務はより明確なものとされた。

津市議会は、日本国憲法が定める地方自治の本旨に基づく、住民が首長及び議員を直接選挙で選ぶという二元代表制の下における市政の意思決定機関として、改めて自らの果たすべき役割と責務の重要性を明らかなものとし、その権能を最大限に発揮することで市民の負託に応える決意を新たにしている。

議員一人ひとりには市民に選ばれた代表者としての責務を果たすべく、公正かつ誠実に行動するとともに、常に議会のあり方を追求し、さらなる議会の体制の充実及び機能の強化に取り組むことが求められている。

そして、議会、行政及び住民との関係をさらに明確なものとし、市長その他の執行機関に対して監視及び評価を行うとともに、市民に開かれた公正公平かつ透明性の高い議会を実現することで、本市の発展及び市民福祉の増進を図るため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、二元代表制の下、議事機関である津市議会（以下「議会」という。）の役割を明らかにするとともに、議会及び議員の活動原則等の基本的事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づき、市民の負託に的確

に応え、もって市民福祉の増進及び公正公平で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

第2章 議会・議員の活動規範

(議会の役割及び活動の原則)

第2条 議会は、合議制による議事機関として、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 市民に開かれた公正公平かつ透明性の高い議会運営に努めること。
- (2) 市民の立場から、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）が執行する事務事業が適正に行われているか、監視及び評価を行うこと。
- (3) 多様な市民の意見を的確に把握し、議会として政策形成を図ること。
- (4) 議会としての合意形成を目指して、市政に関する課題について論点及び争点を明らかにし、自由で闊達に充実した審議が行われるよう議会運営に取り組むこと。

(議員の責務及び活動の原則)

第3条 議員は、市民の代表者として、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 多様な市民の意見を的確に把握し、議会活動を通じて市民福祉の増進に努めること。
- (2) 議会が言論の府であるという認識の下、議事機関の構成員としてその合議に参加し、十分な審議が行われるよう努めること。
- (3) 日常の調査及び研修活動を通じ、不断の研鑽に努め、自己の資質を高めること。
- (4) 高い倫理を常に保持し、誠実かつ公正に職務を遂行し、その行動において説明責任を十分に果たすこと。

第3章 議会の運営

(議会運営の原則)

第4条 議会は、合議制の機関として、円滑かつ効率的な議会運営に努めるものとする。

(議員間討議)

第5条 議員は、言論の府である議会の機能を発揮し、政策立案及び政策提言を積極的に行うため、議会において、各議員の言論を尊重し、議員間による討議を行うことができるものとする。

(会議の公開)

第6条 議会は、市民に開かれた議会運営に資するため、本会議及び委員会（以下「会議等」という。）を原則として公開するものとする。

2 議会は、前項の会議等を除くその他の議会の会議についても、公開するよう努めるものとする。

（危機管理）

第7条 議会は、大規模災害等が発生し、市内に甚大な被害が起きたとき、又はそのおそれがあるときは、的確かつ迅速な対応を図り、市民生活の安定及び維持に努めるものとする。

2 大規模災害等発生時における議会の機能維持に関し必要な事項は、別に定める。

（会派）

第8条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができるものとする。

2 会派は、政策決定、政策立案及び政策提言のために調査研究を行い、必要に応じて会派間の調整に努めるものとする。

第4章 市民と議会との関係

（広報広聴機能の充実）

第9条 議会は、市民に開かれた議会を実現するため、その諸活動に関し多様な媒体を活用して積極的な広報及び広聴に努めるとともに、それらの活動を通じて得られた市民の意見を議会活動に反映するものとする。

（請願及び陳情）

第10条 議会は、請願及び陳情を市民や団体等による提言と位置付け、真摯に取り扱うものとする。

2 請願の審査に当たっては、その趣旨を十分に理解するために、請願者の求めに応じて、説明や意見陳述の機会を設けることができるものとする。

（公聴会等）

第11条 議会は、参考人制度及び公聴会制度を活用して、市民の意見や専門的、政策的見識等を議論に反映させることに努めるものとする。

2 議会は、市民との意見交換及び意見聴取の場を多様に設けることができるものとする。

第5章 議会と市長等との関係

第12条 議会は、二元代表制の下、市長等と独立かつ対等な立場において互いの役割を尊重し、本市の事務の執行の監視及び評価を行うとともに、政策

立案、政策提言を通じて、本市の発展及び市民福祉の増進に取り組むものとする。

第6章 議会改革の推進

第13条 議会は、社会情勢等の変化により新たに生ずる市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、継続的な議会改革に取り組むものとする。

第7章 議員の政治倫理

第14条 議員は、市民の負託に応えるため、公正公平で高い倫理的義務が課せられていることを常に自覚し、市民の代表として良心及び責任感を持ってその責務を果たすとともに、品位を保持し、見識を養うよう努めなければならない。

第8章 本条例の位置付け及び見直し手続

(他の条例との関係)

第15条 この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例、規則等を解釈し、又は制定し、若しくは改廃するときは、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合性を図るものとする。

(見直し手続)

第16条 議会は、この条例の施行後、この条例の目的が達成されているかどうかを、市民の意見、社会情勢等を勘案した上で検証を行うものとする。

2 議会は、前項の検証の結果、この条例及び議会関係条例等の見直しが必要と認めた場合、適切な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、令和6年 月 日から施行する。